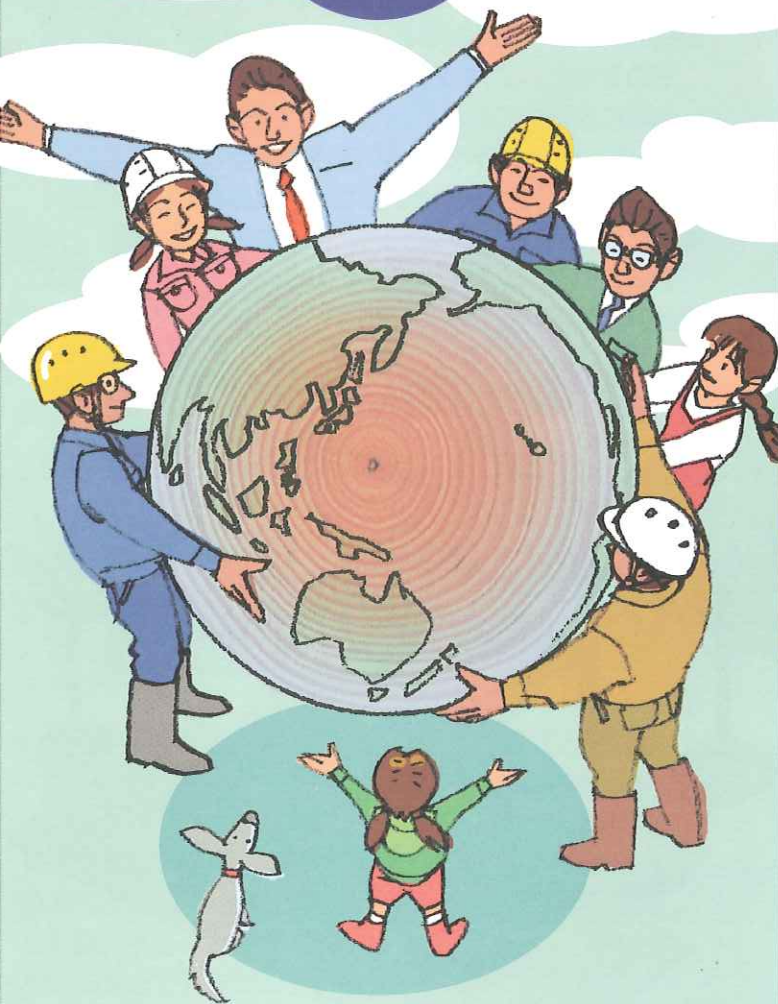


合法木材は 地球を守る第一歩

違法伐採を
防ぐために



世界と日本の森林を 守るために。 合法木材製品を ご利用下さい。

皆さんは木材製品を、何を基準に選んでいますか？もちろん価格やデザインのこともあるでしょう。でも、これからはぜひ着目して欲しい点があります。それは、その製品の材料が合法木材かどうか、という点です。

その背景には違法伐採問題があります。違法で無秩序な伐採に対処して合法木材製品を積極的に使用することは、地球環境や世界と日本の森林を健全に保つことにつながります。ですから、ぜひ合法木材製品を積極的にご利用いただきたいのです。

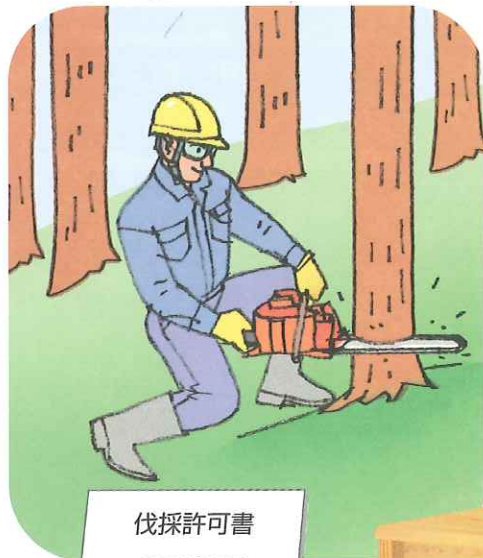
では、合法木材とは何なのでしょう？なぜ、違法伐採でないことがわかるのでしょうか？以下に紹介しましょう。





Q 合法木材ってなに？

伐採の合法性が
証明された木材のこと



真っ当な
木材です。



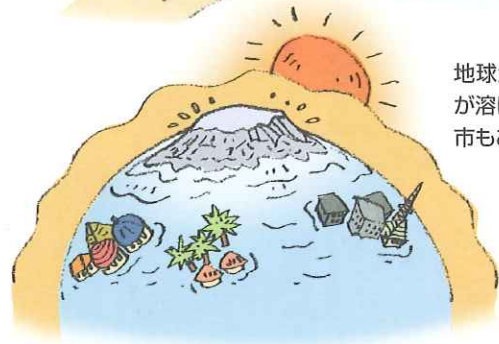
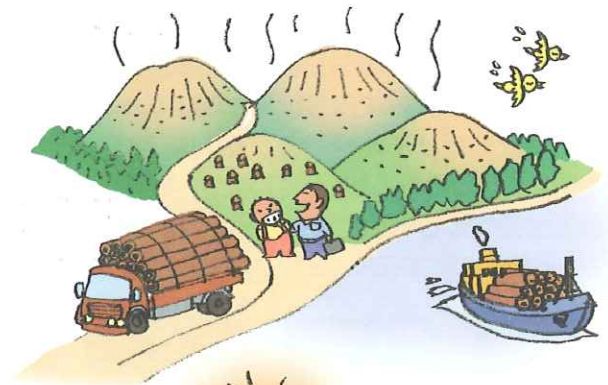
ここでいう合法木材とは、森林関係の法令において合法的に伐採されたことが証明された木材のことを指します。つまり、合法木材は正しい手続きで生産された真っ当な木材であるということが出来ます。

なぜ今、合法木材なのでしょう。それは、海外においてその国・地域の法令に違反して行われる“違法伐採”が大きな問題になっているからなのです。



Q 違法伐採が 問題なわけは？

地球環境の悪化に
つながるため



地球温暖化で南極の氷が溶けると、水没する都市もあるといわれます。

今、世界規模で森林が急速に失われています。その原因のひとつが、海外で行われている違法で無秩序な伐採です。国によっては伐採量の5割が違法なものであるといわれています。

森林の減少は、地球の温暖化、生物多様性の減少などの環境問題につながります。また、違法伐採は産地国における政府収入の損失となるばかりでなく、違法伐採された安い木材が輸入されると、日本のような輸入国の林業も困難になります。

ですから、違法伐採を防ぐために、合法木材を積極的に使用することが重要なのです。



違法伐採への政府の対策は？

合法木材であることが政府調達判断基準に



対象となるのは…

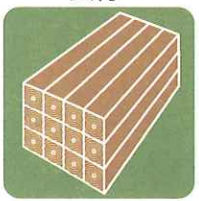
紙類



文具類



製材



オフィス家具等



合板、フローリング等



違法伐採問題に対処するため政府は、各国と協調して木材輸出国における違法伐採対策の支援をするほか、グリーン購入法に基づき、平成18年4月から政府調達の対象となる木材・木材製品について、合法性が証明されたものを購入することに決めました。政府が率先して購入するということは、広く国民にも合法木材を積極的に買ってもらうことを期待するものです。



合法性を証明する方法は？

合法性の証明には3つの方法があります。



木材・木材製品の合法性等の証明については、林野庁が作成した「ガイドライン」に次の3つの方法が上げられています。

1. 森林認証を活用する方法

森林認証 (SGEC、FSC、PEFC等) の認証マークにより証明する方法です。



SGECマーク
※SGEC:「緑の循環」認証会議



FSCマーク
※FSC・PEFC:国際的な森林認証団体



PEFCマーク
PEFC/01-4-10

2. 業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法

右頁をご覧ください。



3. 事業者独自の取り組みによる方法

個別の事業者が独自に伐採から入荷に至るまでの流通経路等を把握した上で証明する方法で、業界団体認定の証明方法と同等レベルで信頼性が確保される取り組みです。

※証明方法の詳細については、林野庁ホームページに掲載されている「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」をご覧ください。

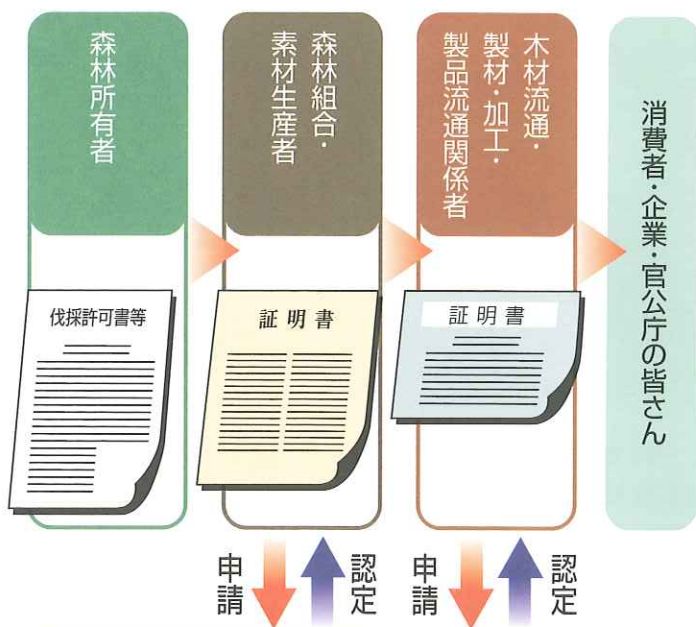


業界団体の 取り組みは？

違法伐採に反対し、
合法木材の
供給を進めます。



政府の決定に対応するため、森林・林業・木材関係団体では違法伐採に反対する態度を表明するとともに、木材の合法性を証明する仕組みをつくり、業界を上げて合法性の証明に取り組むことにしています。業界団体が取り組む合法性証明のしくみのポイントは、証明書の作成・交付の連鎖です。



業界団体の取り組み

- ①違法伐採への反対を表明
- ②合法性の証明のための事業者の認定手続きを決め、公表
- ③会員を「合法木材供給事業者」に認定し、公表
- ④違法伐採に関する団体の取組状況の概要を公表

木材は地球にやさしい 循環資源です。

木材は森林を伐採した後植林することで持続的に利用できる、地球にやさしい温暖化防止にも貢献できるすぐれた天然資材です。

世界と日本の森林を守るためにも、木材製品をご購入の際には、合法木材製品をぜひお選び下さい。

「合法木材推進マーク」を活用しましょう。

「合法木材推進マーク」は次の場合に使用できます。

- ①合法木材システム及び合法木材普及啓発活動のPRの場合
(例：ポスター、チラシなど印刷物、イベント会場、HPなど)
- ②合法木材を供給する事業者であることの表示の場合
※使用ご希望の場合は合法木材ナビをご参照下さい。



(注) 合法性が証明された木材及び木材製品に貼付して使用することはできません。

監修
違法伐採対策・合法木材普及推進委員会

合法木材ナビ <http://www.goho-wood.jp>

発行・問い合わせ先

(社)全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F

TEL.03-3580-3215 FAX.03-3580-3226

Eメール:info@zenmoku.jp